平成２１年（フ）第１６３７号
横浜市中区千代崎町３丁目83番地６　カトレアマンション201号室
債務者　鈴木　輝道
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７０号
横浜市神奈川区羽沢町525番地
債務者　山本　一洋
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１号
岡山市南区大福364番地１
債務者　野津　　直
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５８号
岡山県倉敷市児島赤崎３丁目４番９号　七瀬輝明方
債務者　七瀬　　透
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２０号
岡山市北区平野937番地２号棟410号
債務者　市原　直博
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４１号
岡山市南区福浜町12番８号
債務者　井下貴美子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４０号
東京都北区滝野川１丁目17番２号榛名荘203号
債務者　中澤千榮実（旧姓東島）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７５号
石川県加賀市山中温泉長谷田町ハ33番地９日の出住宅13号棟３号室、従前の住所石川県加賀市大聖寺永町142番地の15
債務者　東　　陽子（旧姓北出）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第４８号
秋田県能代市上町12番32号　市営上町住宅502号
債務者　田口　　勲
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１７６号
愛知県豊橋市曙町字南松原93番地４Ｄ
債務者　浅井　幸彦
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１２３８０号
埼玉県さいたま市南区辻４丁目４―18―202
債務者　齋須　秀夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３９０号
東京都練馬区旭町１丁目33―22―716
債務者　北垣　朋絵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３９３号
東京都大田区池上６丁目１―７―701
債務者　中金　愛美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４０４号
千葉県香取郡多古町多古2779―２
債務者　平山　史子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４３５号
東京都昭島市緑町３丁目10―12―201
債務者　矢部　晴雄
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４５６号
埼玉県さいたま市南区内谷７丁目７―11―204
債務者　深田　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部